

鳥羽市全員協議会会議録

令和2年1月21日

○出席議員（13名）

1番	南川則之	2番	濱口正久
3番	瀬崎伸一	4番	片岡直博
5番	奥村敦	6番	河村孝
7番	山本哲也	8番	中世古泉
10番	戸上健	11番	浜口一利
12番	坂倉広子	13番	坂倉紀男
14番	世古安秀		

○欠席議員（1名）

9番 木下順一

○出席説明者

・山下市民課長、野村補佐、大矢人権・市民交流係長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水敏也
書記 中山真緒

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午後 3時25分 再開)

○山本哲也副議長 本会議に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから全員協議会を再開します。

本日の案件につきましては、お手元に配付してあります事項書のとおりでございます。

それでは、議事に入ります。

協議事項1、執行部からの報告事項についてであります。

①男女共同参画基本計画（ほほえみプラン）の改訂についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

山下課長。

○山下市民課長 本日はお忙しい中、第3期鳥羽市男女共同参画基本計画の説明に当たりまして、お時間を頂戴しましてありがとうございます。

私のほうからは、計画までの経緯のほうを説明させていただきまして、その後、担当係長の大矢のほうから計画の概要説明を行いますので、よろしくお願いたします。

本市では、男女共同参画の推進に関する施策を総合的にかつ計画的に推進するため、平成22年3月に計画期間を10年とする第2期の鳥羽市男女共同参画基本計画、通称ほほえみプランを策定してきました。期間の10年間では、男女がともに認め、助け合い、生き生きと暮らすことのできる社会の実現に向け、取り組みを行ってきました。

この間、国におきましては、平成27年に女性の職業生活における活躍に関する法律というものが施行されまして、第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されております。

このような国の動向や社会情勢の変化を踏まえまして、新たに第3期の鳥羽市男女共同参画基本計画を平成31年度に策定するよう、30年11月に市長からの諮問が審議会のほうにありました。これを受けまして審議会のほうでは、さまざまな意見を頂戴しながら、計画の中間案を確定しまして、本年度は4月市民意識調査を実施しております。その結果をこの中間案に反映いたしまして、審議を行いました。

現在、1月6日から24日までの間、パブリックコメントを募集しているところでございます。今後は、パブリックコメントや本日、議員の皆様の意見を踏まえまして、審議会を今年度中にもう一回開催しまして、その後、市長に答申を行った後に、第3期鳥羽市男女共同参画基本計画の策定となります。

次に、担当の大矢のほうから、計画の概要説明をしますので、よろしくお願いたします。

○山本哲也副議長 大矢係長。

○大矢人権・市民交流係長 市民課の大矢と申します。よろしくお願いたします。

資料は、資料市民課1と書いたA42枚のものをごらんください。こちらに沿って説明させていただきます。

まず1番、趣旨ですけれども、先ほど課長のほうからも説明ありましたがけれども、平成22年3月に、第2期の鳥羽市第2期男女共同参画基本計画というものが策定されまして、それに基づいてこの10年間施策を行ってきたわけですけれども、それが今年度で終了するということから、鳥羽市第3期男女共同参画基本計画（ほほえみプラン）を策定するものです。

2番、根拠法令ですけれども、国のほうでは男女共同参画基本法の第14条第3項、市のほうでは鳥羽市男女共同参画推進条例第8条、また国になりますけれども、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、通称DV防止法ですけれども、第2条の第3項、最後が、これも国になりますけれども、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項、この4つのものが根拠法令となります。

ちなみに、2番目の条例、鳥羽市の男女共同参画推進条例と一番最後、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関しましては、前回の計画のときにはなかったものですので、今回の計画で初めてこの策定に関係する法律になります。

次に、3番、現状と課題ですけれども、先ほどありましたように、4月に意識調査として市民アンケートを行っております。そのアンケート結果であるとか、市民審議会のほうでの意見をいただきまして、鳥羽市の現状に関して、現状と課題をまとめさせてもらっています。

1番、男女共同参画意識のさらなる向上ということで、男は仕事、女は家庭という考え方に関しましては、アンケート結果を見ますと、10年前のアンケート結果と比べると、そういう考え方は大分少なくなっている。具体的には、前回47%ぐらいあった考え方が、今回のアンケート結果で27%と20%近くも改善しております。意識の変化があるなと思いますけれども、まだそれでも27%あるということで、今後も家庭や職場、地域社会などあらゆる場で、学習の場、機会を充実させ、社会意識の醸成を図る必要があるということです。

2番、政策方針の決定過程における男女共同参画の推進、いろいろな場面で男女共同参画、アンケートの中でもどういう場面で、場面によってどうですかというふうな質問をさせてもらっています。その中でも、政策とか政治決定の場で男性が優遇されていると感じる割合が、分野としてはその分野が高くなっております。また、市の各種委員会等での女性委員の登用も大きく進んでいないのが現状であります。政策や方針を決定する過程において特定の個人や性別に偏ることのない委員登用を進めるとともに、人材の発掘育成と意識の醸成に努める必要があります。

3番、あらゆる分野における男女共同参画の推進、家庭的経営や自営業など、高齢になっても働いている人が多い本市において、特に鳥羽市の特徴としては、海女であるとかおかみであるとか、他市にはない高齢になっても働いている女性が多いという特徴があります。性別にかかわらず働き続けることができるよう、男性中心型の労働環境の見直しやワーク・ライフ・バランスの実現、女性の活躍を後押しする取り組みが必要です。また、町内会・理事会、地域活動のあり方を見直し、性別にとらわれず、地域における責任を担っていくという意識を高めていく必要があります。

4番、人権の尊重と生涯を通じた健康支援、健康診断を毎年受けている割合ですけれども、女性が男性よりも低いというアンケート結果がありました。健康意識を啓発し、適切な保健医療サービスを受ける意識を高める必要があります。また、LGBTの意味を知っている人の割合は、今回のアンケートでは約半数でありました。多様化する人権への理解を深めるための情報提供や学習機会の提供なども必要となります。

5番、男女共同参画を阻害する暴力の根絶、市民意識調査によりますと、DV、セクハラについては、女性の五、六人に1人が被害に遭った経験があるという回答がありました。そのうち、被害に遭った際にどこにも相談できなかったという方の割合も多くありました。今後は被害の潜在化を防ぎ、被害者を一刻も早く救済できるよう、相談体制の強化や暴力を許さないという意識の醸成に努める必要があると考えます。これが現状と

課題となります。

次のページをごらんください。

4番、基本的な方向性ということで、基本理念、これは鳥羽市男女共同参画推進条例の中に、鳥羽市はこの男女共同参画に関して、この基本理念でいくというふうなことが決まっていますので、この四つの一つは、男女の人権を尊重します。二つ目、性別にこだわった考え方にとられません。3番、社会における大切な決めごとは男女がともに考え決定します。4番、家庭生活と仕事やその他の活動との両立は男女がともに協力します。この4つの基本理念があります。

この基本理念のもと、今回の意識調査であるとか、審議会の意見の中で先ほどありました、現状とか課題、そこから今回の計画の基本目標として、この図の、ちょっと縦になりますけれども、五つの基本目標を設定させてもらっています。一つ目が男女共同参画意識のさらなる向上、二つ目が政策・方針決定過程における男女共同参画の推進、三つ目があらゆる分野における男女共同参画の推進、四つ目が人権の尊重と生涯を通じた健康支援、五つ目、男女共同参画を阻害する暴力の根絶となっています。

それぞれの基本目標に、その右側にありますけれども、施策の方向ということで、全部で21項目、具体的な内容のことが計画のほうで示されています。ここでは、一つ一つ細かくは説明しませんが、前回の計画と比べたときに、先ほど現状でもありましたように、意識のほうは大きく改善をしている状況の中で、まだ、それを30%ぐらい例えばありましたので、それを今後も引き続きやっていくということで、審議会の中でも今の政策のことを引き続きこつこつと続けていくということが基本になると、ただ、先ほどありましたように、途中で、この10年間の間に、女性活躍推進法が策定されたということがありまして、あと形式的な面で見ますと前回の計画は指標というものがなくて、進捗状況、途中で確認しにくいというような話もありまして、今回の計画の中身には指標を入れたものになっています。また、社会的な話として、内容的にLGBTの内容が入っているということが前回とは違うところがあります。

次に、5番、本計画の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間ということになります。

以上です。以上で説明を終わります。

○山本哲也副議長 説明は終わりました。この件につきましてご質疑はございませんか。

瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 すみません。1点だけお伺いをいたします。

第2期のほうは計画期間が10年間で、今度の第3期のほうは5年間というふうにされた、要は5年、恐らくは情勢がいろいろ変わるので、それにフレキシブルに対応したいというような意図なのかなとは読めたんですけども、そのような理解でよかったですか。

○山本哲也副議長 山下課長。

○山下市民課長 瀬崎議員のおっしゃるとおりでございまして、前回10年間、期間を設けたんですが、やはり、社会状況がいろいろ変わって、その間、取り組み内容としても、社会情勢になかなかついていけないところもありまして、なので今回は5年間通して、その5年間の中でも、国のほうも何か変わったら、それに合って見直しもできるように、そういったものを考えながら5年間にするというのを、審議会のほうがございまして、そちらのほうの協議も踏まえてこの期間にしました。

○瀬崎伸一議員 ありがとうございます。

○山本哲也副議長 ほかに。

戸上議員。

○戸上 健議員 2点お伺いします。

施策の方向で、このほほえみプランの中に出ていますけれども、市の審議会及び委員会への女性の参画促進で女性委員の登用率、これを目標として30%以上になることを目標とっております。第2期のほほえみプランでも30%でした。

これを見ると、到達が21.7%だと、ということは、10年やって到達しなかったと、今度の3期で30%同じ目標、10年前と同じ目標掲げてあるんです。男女共同参画推進法では、政治分野における今回新たに内閣府が政治分野における男女共同参画推進を掲げて50%という方向を出しました。ですから、我々議会も、今、女性は坂倉広子議員1人しかおらんけれども、本当は7人対7人にならないかんわけやわな。それは率先せないかんというふうに思います。地方公共団体も率先せないかんというふうに思うんですけども、30%というライン、3分の1を目標に定めたということが、僕はどうも合点がいかんのですけれども、志が低いやなんかというふうに思うんですけども、そうやありませんか。

○山本哲也副議長 山下課長。

○山下市民課長 この30%の目標値なんですけど、今回、国の目指している指標も30%でした。なので、鳥羽も国と一緒にするという事で30%にしました。

戸上議員が今、この10年間で、最終令和元年で21.7%ということで、伸び率が低いということをおっしゃいましたが、実は、私の手元にある資料なんですけれども、平成29年では25.6という数字もあって、30年度は22.2で、令和元年は21.7に下がってしまいましたが、途中経過の中では上がった時期も実はあったことを、すみません、ちょっとご理解いただきたいと思います。

○山本哲也副議長 戸上議員。

○戸上 健議員 上がったというのは、僕は否定するわけではないけれども、上がったというのが20%、30%のラインで上下しておるとというのが、志としてはどうなのかと、目標としてはどうなのかということを一応問題提起しました。

各種の委員ですから、これは市長がほとんど人選するというふうに思うんです。ですから、市長の判断一つで女性の登用率を高めることができるんじゃないかというふうに思います。市民課としたら、担当課としたら50%と言わずに、女性が60%、70%という目標を掲げても、私はよかったんじゃないかというふうに思うんです。なぜかと言いますと、鳥羽の場合は、海女さんを筆頭に、本当に各地域で女性が活躍なさっておって、鳥羽を支えておるのは女性軍だと言ってもいいぐらいです。

山本委員長のミライトークもおかみさんと僕らも出させていただきましたけれども、僕ら圧倒されるような状況です。それを、やっぱりこういう方針にも、ほほえみプランにも生かしていただきたいというふうに思います。

二つ目ですけれども、女性職員の管理職への登用の問題です。これが市職員の係長級以上の女性職員の割合が、現状では29.7%、目標数値は36.2%です。それから、この記述ですけれども、管理職への登用、こ

れは10年前のほほえみプランと全く同文です。せやな。そうなんです。

ですから、このあたりは、もう少し、僕は、文章をもっと工夫してもいいんじゃないかと、10年前のほほえみプランと全く一言一句変わらない文章で次のやつを目指すんだというのは、何かそこに担当課のパッションというのをちょっと感じられないんですわ。せやもんで、小姑の小言みたいに聞こえるかわからんけれども、ぜひ、担当課としては、こういう情熱を持って男女共同参画を目指すんだと、ジェンダーが大事ですからね、そこを目指すんだということで、率先して、一つ工夫していただきたいと、これは注文です。

それで、これは、目標数字は上げないわけやな。管理職への登用36.2%、ごめんごめん、36.2%にするということでしたね、わかりました。

以上です。

○山本哲也副議長 答弁よろしいですか。

○戸上 健議員 はい、結構です。

○山本哲也副議長 ほかに。

濱口議員。

○濱口正久議員 このほほえみプランの第3期策定に当たって、アンケート調査の結果なのかどうなのか、5番の阻害する暴力の根絶のところ、実際に女性の五、六人に1人が被害に遭った経験があると出てます。これは、アンケートでわかったことなのかどうなのか。

○山本哲也副議長 大矢係長。

○大矢人権・市民交流係長 この結果はアンケートの結果です。アンケートで、あなたはDVを受けたことがありますか、セクハラを受けたことがありますかという質問に対する回答として、はいと言ったケースになります。

○山本哲也副議長 濱口議員。

○濱口正久議員 それは事前に市民課は把握はされていなかったという現状でよかったですか。

○山本哲也副議長 大矢係長。

○大矢人権・市民交流係長 そうですね、この結果は当然、実際にここでもあるように、相談を受けて、福祉のほうであるとかで、対応している件数というのは決算書のほうでも出ていますので、その件数は把握していますけれども、現実こういう意識としてそう受けたんやという件数がこれほどになっているということは把握してませんでした。

○山本哲也副議長 濱口議員。

○濱口正久議員 実際、相談窓口はあったんだと思います。それでも、なかなか相談されずに、こういうふうにならなくて後から出てきたということが非常に残念だなと思いますので、策定プランで、プランだけ策定して、本当にきちんと窓口の周知と救済をすることが大事なので、目的が達成されなければただの計画に終わってしまいますので、こういう現実が、非常に厳しい現実があるということで、今後、どのように進めていく、充実させていくか、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。考えを。

○山本哲也副議長 山下課長。

○山下市民課長 前回のほほえみプランにおきましても、3年後において、各課に聞き取りを、3年間どういっ

た施策の内容に対してどういったものを講じてきたかというような聞き取りをして、今後それに対してどうい
うことをまた新たにしていくかというような、そういうことをしておりますので、今回の計画におきましても、
やはり絵に描いた餅にならないように、担当課の記述もありますので、これは2年後になるか、3年後に、中
間当たりになるか、それは審議会のほうとも協議させていただいて、各課どういう取り組みをしているかとい
うのは聞いていく必要があると思います。

○山本哲也副議長 濱口議員。

○濱口正久議員 この暴力の根絶はなかなか被害を防ぐということは非常に難しいところはあるかと思
います。
というのも、それをもともとそういうパワハラ、セクハラに関してなくすことも大事ですけれども、一番大事
なのは、すぐに被害に遭った人たちの対応をしていくことも大事です。それによって、今後、そういうことが
もちろん起こったときに問題になって、それを根絶していくということにつながるかと思しますので、その
ところは徹底周知をして、きちんとした体制をお願いしたいなというふうに思っております。

以上です。

○山本哲也副議長 そのほかにご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山本哲也副議長 ないようですので、この件は終了いたします。

以上で、本日の協議事項は全部終了いたしました。

これを持ちまして、全員協議会を散会いたします。

(午後 3時51分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年1月21日

鳥羽市議会副議長 山 本 哲 也